

世界遺産 二条城「早春の昼御膳の提供」実施事業者選定に係る要領

1 目的

この要領は、世界遺産 二条城 冬の特別公開に伴い実施する「早春の昼御膳の提供」に関し、プロポーザル方式により、実施事業者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 「早春の昼御膳の提供」実施期間

(1) 実施期間

令和2年1月11日（土）～2月20日（木） 41日間

(2) 詳細

仕様書（別紙1）のとおり

(3) 業者選定の方式

プロポーザル方式により総合的に評価し、決定する。

3 応募資格

(1) 応募できる方は、本要領に定める条件を十分に理解し、提案内容について責任をもって実現できる事業者とします。事業者は、法人及び個人ともに可能とします。

(2) 本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者（以下、「複合体事業者」という。）の参加も認めるものとします。複合体事業者の場合にあっては、構成員が本公募の他の応募者（他の参加者がグループである場合は、その代表者及び構成員）でないことを要件とします。また、複合体事業者の中から代表となる法人又は個人（以下、「代表者」という。）を定め、本市への質疑や書類の提出等は代表者が行ってください。

(3) 事業者のうち少なくとも1者の本社又は主たる事務所が京都市内に存し、（個人の場合は住民票が京都市内に存し）、京都市内で自らの名義で飲食サービス業を3年以上継続して適正に営業していることを要件とします。

(4) 事業者が次の各号に該当する場合は、応募できません。

ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者

イ 有資格者名簿に登載されていない者で本市に市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあつてはこれらが未納となっている者

ウ 契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者

エ 事業者、役員又は使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者

カ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者

- キ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ク 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ケ 事業者の役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者である場合

4 募集条件

- (1) 昼食提供に係る必要な許認可申請等は、事業者の責任及び負担により行っていただきます。
- (2) 昼食提供に際して、建物や設備等の変更や増強は認めません。
- (3) 使用料は、提案により採用される額（最低使用料以上の額）となります。
- (4) 使用期間中の香雲亭に関する清掃・維持管理は事業者の負担で行っていただきます。詳細は本市との協議によります。
- (5) 香雲亭内の破損等については、速やかに本市に報告すると共に、事業者の負担で修復することとします。この際、修復方法や日程等は、本市が指示するものとします。
- (6) 城内で本格的に食材を加工すること（煮る、焼く等）はできません。調理済みのものの再加熱（温めなおし）については可能ですが、火気の使用は認めません。
※食品衛生法に基づく営業許可の範囲は、京都市医療衛生センターに御確認ください。
- (7) 生ごみ・不燃ごみ・資源ごみについては、当日のうちに持ち帰り処分してください。
- (8) 由緒ある香雲亭で営業することに対する対応（スタッフへの教育、二条城や清流園の説明、建物への負担低減に配慮した荷物・食品の管理等）を全て事業者の負担で必ず実施することとします。

5 応募申込及び提出書類

(1) 申込方法

参加申込書（様式1）及び下記提出書類を持参により、「14 問合せ及び提出先」へ提出してください。

(2) 受付期間

令和元年9月27日（金）から令和元年10月11日（金）午後5時必着

※ 期間中、午前9時から午後5時まで受け付けます。

※ 受付期間を超えた場合は、いかなる理由であっても受け付けできません。

(3) 提出書類

次の書類を原本1部、写し6部の合計7部提出してください。

ア 世界遺産 二条城「早春の昼御膳の提供」企画提案書（様式2）

イ 収支計画書（様式任意）

ウ 履歴事項全部証明書（提出日の前3箇月以内に発行されたもの）

エ 会社（営業）概要（現在営業中の店舗の概要が分かる資料、パンフレット、チラシ等）

オ 納税証明書（提出日の直前2事業年度の納税に係る証明書）

(ア) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税

- (イ) 市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市による課税がある場合に限る。）
 - カ 法人にあつては財務諸表（提出日の直前2事業年度の各年度の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書を含むものに限る。)), 個人にあつては直前2年間の確定申告書の写し
 - キ 誓約書（様式3）
 - ク 暴力団排除措置に係る誓約書（様式4）
- ※ キ、クについては、有資格者名簿に登載されている方は不要です。
- ※ ウ〜クについては、複合体事業者の場合、構成員ごとに該当する書類の提出が必要です。

(4) 留意事項

- ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募した事業者の負担とします。
- イ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ウ 提出された全ての書類等は返却できません。
- エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時点で、本市の承諾を得た場合のほか認めません。
- オ 提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は、失格とします。
- カ 提出書類は、公文書公開請求があつた場合、公開することがあります。

6 現地説明会

本件の公募に当たっては、現地説明会を開催します。参加については、以下の申込手続が必要となります。

なお、本件の応募に際して、現地説明会への参加は選考に当たつての必須条件ではありません。

(1) 申込方法

現地説明会参加申込書（様式5）をFAXにより、「14 問合せ及び提出先」へ提出してください。送付後、必ず電話により到達の確認をしてください。

(2) 受付期間

令和元年9月27日（金）午前9時から令和元年10月1日（火）午後5時まで

(3) 開催日時

令和元年10月3日（木）午前10時30分から又は午後1時30分から

(4) 受付場所

二条城内 大休憩所北側 レクチャールーム

7 質疑受付

(1) 受付方法

質問書（様式6）を作成のうえ、持参又はFAXにより、「14 問合せ及び提出先」へ提出してください。

FAXで提出された場合は、送付後、必ず電話により到達の確認をしてください。

(2) 受付期間

令和元年9月27日（金）午前9時から令和元年10月3日（木）午後5時まで。

※ 持参の場合は、午前9時から午後5時まで

※ 受付期間を超えた場合は、いかなる理由であっても受け付けできません。

(3) 回答方法

受け付けた質問及びその回答は、令和元年10月8日（火）までに、元離宮二条城ホームページに掲載します。

8 審査

参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行います。

元離宮二条城事務所において、提出書類により、応募資格の有無を確認します。その後、別に定める評価基準に基づき、提出書類及び面接による審査を行い、第1候補者及び次点者を決定します。

（審査日時・会場）

日時 令和元年10月中旬（予定）

会場 大休憩所北側 レクチャールーム（予定）

9 評価基準

評価項目	内容	評価方法
1 経営の実績	・創業からの年数	10点～0点 3段階評価
2 提供内容	・献立内容、話題性、変化内容 ・価格 ・見映えの工夫 ・「京都ブランド」の食材使用有無	40点～8点 5段階評価
3 広報	・広報計画 ・集客方法	15点～3点 5段階評価
4 運営方法	・スタッフの体制 ・人材研修	15点～3点 5段階評価
5 その他	・二条城にふさわしい工夫	10点～2点 5段階評価
小計90点満点		
6 提案使用料	提案額	評価点
	最低使用料 780,000円以上830,000円未満	2点
	830,000円以上880,000円未満	4点
	880,000円以上930,000円未満	6点
	930,000円以上980,000円未満	8点
	980,000円以上	10点
小計10点満点		
合計100点満点		

10 運営事業者の決定

運営事業者に選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合、又は第1候補者が辞退した場合等については、次点者を運営事業者として選定します。

また、評価点は60点以上であることを選定の条件とし、審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断された場合は、運営事業者を選定しない場合があります。

選定結果については、運営事業者決定後、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由を、郵送により通知するとともに、元離宮二条城ホームページに掲載します。

なお、決定は、令和元年10月下旬の予定です。

11 決定後の手続

(1) 京都市公有財産規則に基づき、市有財産使用許可申請書を提出していただきます。

(2) 使用許可書発行後であっても、次の場合には、使用許可を取り消しますので御注意ください。

なお、この場合、本市に損害が生じたときは、運営事業者にその損害を賠償していただくこととなります。

ア 使用許可条件に違反したとき

イ 本市の数度に及ぶ是正指示に従わないとき

ウ 運営事業者の財産状態が悪化し、又は悪化する恐れがあるという相当の事由があるとき

エ 著しく社会的信用を損なう行為等を行ったとき

オ 施設内の秩序を乱す行為があったとき

12 その他

(1) 許認可等の取得

営業に関して必要な許認可等は、運営事業者の責任において取得してください。また、事業の営業開始までにその写しを本市に提出していただきます。

(2) 権利譲渡の禁止

運営事業者は、使用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、転貸、又は担保の用に供する等の処分をすることはできません。

(3) 売上げの報告

別に定める方法により、予約数及び実績数について報告していただきます。

(4) その他

ア 本要領について疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。

イ 公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられません。

ウ 本件に応募し、運営事業者に選定された場合であっても、各種届出・申請等で許可が得られない場合は、事業の運営ができない場合があります。

13 主なスケジュール（予定）

内 容	日 程
応募申込受付期間	令和元年9月27日（金）～10月11日（金）
現地説明会参加受付期間	令和元年9月27日（金）～10月1日（火）
現地説明会	令和元年10月3日（木）
質疑受付期間	令和元年9月27日（金）～10月3日（木）
審査	令和元年10月中旬（予定）
運営事業者の決定	令和元年10月下旬（予定）
本市との調整会議	運営事業者決定後随時開催
使用許可申請書提出	令和元年12月上旬（予定）
使用許可書発行	令和元年12月下旬（予定）
昼食提供期間	令和2年1月11日（土）～2月20日（木）

14 問合せ及び提出先

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地
 京都市元離宮二条城事務所（担当：事業推進係 大畑・工藤）
 電話番号 075-841-0096
 FAX 番号 075-802-6181

<参考情報>

平成30年度実施内容

平成31年1月26日（土）～2月28日（木）34日間

「京野菜の煮物椀付 早春の二の丸御膳」3,500円（税込）

総数2,288食（平均67食/日。2部制，1部34名で実施）